収入基準

収入基準

1　収入の基準

市営住宅の収入基準は、月収額（計算方法は、14～22ページをご覧ください。）が、

0円～158,000円以下（公営住宅等の原則階層）
0円～114,000円以下（改良住宅等の原則階層） の範囲内の方が申し込めます。

ただし、裁量階層に該当する世帯は月収額の特例があり、

158,001円～214,000円以下（公営住宅等の裁量階層）
114,001円～139,000円以下（改良住宅等の裁量階層） で申し込めます。

収入基準を超える場合は申し込みができません。

○給与所得者１名の場合の収入基準早見表

この早見表で確認する金額は令和７年分源泉徴収票の「支払金額」欄（総収入金額）の箇所です（18～19ページ参照）。

区　分		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
公営住宅等	原則階層	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
	裁量階層	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下
改良住宅等	原則階層	2,211,999円以下	2,755,999円以下	3,299,999円以下	3,811,999円以下	4,287,999円以下	4,763,999円以下
	裁量階層	2,643,999円以下	3,183,999円以下	3,711,999円以下	4,187,999円以下	4,663,999円以下	5,135,999円以下

所得者が世帯に一人で親族控除（16ページ参照）のみ適用の場合の早見表です。

○事業所得者１名の場合の収入基準早見表

この早見表で確認する金額は令和７年分の所得税の確定申告書で「所得金額」欄の⑨番の合計金額の箇所です（22ページ参照）。

区　分		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
公営住宅等	原則階層	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下	3,796,011円以下
	裁量階層	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下	4,468,011円以下
改良住宅等	原則階層	1,368,011円以下	1,748,011円以下	2,128,011円以下	2,508,011円以下	2,888,011円以下	3,268,011円以下
	裁量階層	1,668,011円以下	2,048,011円以下	2,428,011円以下	2,808,011円以下	3,188,011円以下	3,568,011円以下

所得者が世帯に一人で親族控除（16ページ参照）のみ適用の場合の早見表です。

（注）以下の場合は上記の早見表は参考になりません。
1　老人配偶者控除、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、及びひとり親控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります（16～17ページ参照）。
2　同居しようとする親族に収入のある方が２人以上いる場合。
3　令和７年１月２日から基準日までの間に就職、転職、休職、退職、開業、廃業した場合。

2　裁量階層について（月収額の特例）

裁量階層とは次の表に該当する世帯をいい、月収額が158,000円（改良住宅等の場合は114,000円）を超えていても214,000円（改良住宅等の場合は139,000円）以下であれば申し込むことができます。申込書の裁量階層欄の該当する項目すべてに○印をつけてください（単身者の方も要件を満たしていれば該当します。）。
※月収額の特例を受けて申し込む方で、当選後の資格審査の結果、裁量階層に該当しないことが判明した場合は失格となります。

区　分	対　象　世　帯
① 特定年齢世帯	申込本人が60歳以上（昭和41年12月2日以前の出生者）の方で、かつ同居しようとする親族いずれも60歳以上、または18歳未満（平成20年12月3日以後の出生者）の方である世帯。
② 心身障害者世帯	申込本人、または同居しようとする親族の中で、次のいずれかに該当する障がい者がいる世帯。 *身体障害者手帳の交付を受けている、1~4級の身体障がい者。 *精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1~3級の精神障がい者。 *前項の精神がい害の程度に相当する知的障がい者。
③ 難病患者世帯	申込本人、または同居しようとする親族のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に掲げる疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる方がいる世帯。
④ 戦傷病者世帯	申込本人、または同居しようとする親族のうち、戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者で、障がいの程度が恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで、または同法別表第１号表の３の第１款症に該当する方がいる世帯。
⑤ 原爆被爆者世帯	申込本人、または同居しようとする親族のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
⑥ 海外引揚者世帯	申込本人、または同居しようとする親族のうち、海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる世帯。
⑦ ハンセン病療養所入所者等世帯	申込本人、または同居しようとする親族のうち、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯。
⑧ 中学校卒業前の子どものいる世帯	基準日で、同居しようとする親族に、中学校卒業に達するまでの子どもがいる世帯。※

※入居後、子どもの成長に伴い、中学校卒業前の子どもがいなくなった際は、通常の収入基準が適用されます。ただし、①～⑦のいずれかに該当している場合、裁量階層は継続されます。